

発議第1号

長与町議会議員定数条例の一部改正について

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年12月2日

提出者 長与町議会議員

補川圭一

賛成者 長与町議会議員

西田健

提案理由

議員定数の改正を行うため。

定数を決定する上で重要なことは、自治体ごとの議会運営で何人の議員が必要なのかを議員自らが思案し決定されることが重要と思っております。

そこで、本町の議会運営の実情を見てみますと、提案された議案の審査については、議長を除く8人で構成される総務厚生常任委員会と、7人で構成される産業文教常任委員会にその審査が付託され、それぞれの委員会所属議員が町当局の説明を受け、質疑など行った後に採決に臨むというのが、一般的な議案の審査であります。

自らが所属する委員会以外に付託された議案の審査については、質疑を行う機会が奪われないよう、本会議場において3回までの制限付きで質問できることになっておりますが、責任もって採決に臨めるだけの質疑の機会が保証されたものではないと思っております。

そこで、議案審査については、最終的に議案に対する、責任ある可否の意

思表示を行うためのもので、意思決定の過程において悔いが残らないように、議員全員が質疑の機会が得られるような体制づくりが必要だと思っております。

本町における現状の常任委員会制について異論を申すつもりはありませんが、現状分割付託を行っている、一般会計予算、決算認定に関する議案審査については、「違法である」との行政実例が示されているようです、速やかな是正が必要だと思っております、その対応としては、一つの議案を分割することなく、議員全員でその議案審査に臨むべきと思っております。

以上のことに関連して申し上げたいのが、全員で議案審査に臨むとした場合に現状の議員定数16人は多すぎると思っています、このことは分割付託について違法性が指摘されながらも、やむなく議案を分割し、手分けして審査に望んでいるという現状は、16人が多すぎる故の対応だと思っております。

今回提案している議員定数を13人にすることで、議長を除いて12人での審査になると考えます。現状、議案を分割して、8人もしくは7人で審査している案件を12人全員で臨むことで、審査時間は多くかかると思いますが、現状より多い人数で審査することになり、より深掘りした審議のあとに、個々の議員が責任ある採決に臨めるものと思っており、また議会運営の効率化にも寄与するものと思っております。

また、人口減少が進んでいる本町において、議員の総数を減らすことは、町財政の経費の削減にもつながり、決して議会活動が疎かになることはないと思っております。

尚、13人という奇数での提案は、可否同数の場合、議長の判断を尊重し全員参加型の採決を行うという趣旨で、あえて奇数での提案としております。

以上の理由により、議員定数を現状の16人より3人減員して13人とすることを提案いたします。

長与町議会議員定数条例の一部を改正する条例

長与町議会議員定数条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

「議員定数 16人」を「議員定数 13人」に改める。

付 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。